

## 一般事業主行動計画

社員が働きやすい環境をつくることによって、仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年 6月 1日 ~ 令和10年 5月 31日までの 3年間

2. 内容

目標1：社員の仕事と家庭の両立を支援し、継続就業できる職場環境を整備する。

<対策>

- 令和7年 6月～ 育児休業取得を促進するため、育児休業制度の利用について、資料配布等により周知を図る。
- 令和7年 6月～ 休業開始前に、復帰後の働き方について面談の上、復帰支援プランを作成することで、職員の円滑な育児休業に取得及び職場復帰を支援する。

目標2：年次有給休暇の取得率向上を図る。

<対策>

- 令和7年 6月～ 各部署において、年次有給休暇の取得計画を策定する。
- 令和7年 10月～ 取得率が改善されない部署に関して、業務の見直しを行う。